

令和5年度当初予算 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 充当内訳書

平成26年4月1日より、消費税率が引き上げに伴い、地方消費税率についても税率が引き上げられました。この引上げ分の地方消費税収については、すべて社会保障施策に要する経費に充てることとされており、当市における令和5年度当初予算の使途・充当状況について、下記のとおりお示しいたします。

(歳 入)

地方消費税交付金	908,800	千円
うち社会保障財源化分	495,709	千円

(歳 出)

「社会保障4経費」及び「その他社会保障施策」に要する経費	5,444,473	千円
------------------------------	-----------	----

【経費の内訳】

(単位:千円)

経 費 名		経 費	財 源 内 訳				うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
民 生 費	社 会 福 祉 費	2,468,852	901,539	30,500	55,239	1,481,574	284,782
	児 童 福 祉 費	1,823,063	1,179,670	12,000	269,762	361,631	69,511
	生 活 保 護 費	267,160	210,277	0	0	56,883	10,934
	小 計	4,559,075	2,291,486	42,500	325,001	1,900,088	365,227
衛 生 費	保 健 衛 生 費	569,668	75,075	55,000	70,227	369,366	70,998
	清 掃 費	315,730	0	0	6,266	309,464	59,484
	小 計	885,398	75,075	55,000	76,493	678,830	130,482
合 計		5,444,473	2,366,561	97,500	401,494	2,578,918	495,709

「社会保障4経費」・・・ 制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費
(消費税法第1条第2項)

「その他社会保障施策」・・・ 社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策

※地方消費税率の引き上げ分については、次の考えにより計算をしております。

平成26年4月1日より前の地方消費税率100分の25(消費税率換算1%)を基準として

・令和元年9月30日までは、地方消費税率63分の17(消費税率換算1.7%) ⇒引き上げ分0.7%相当として計算

・令和元年10月1日以降は、地方消費税率78分の22(消費税率換算2.2%) ⇒引き上げ分1.2%相当として計算